

答 申

**第1 審査会の結論**

知事が、「①高知県小動物管理センターを管轄する食品・衛生課長に提出された〇〇氏の譲渡団体等登録申請書（2009年以降分）、②〇〇氏を譲渡人として認めた書類、③〇〇氏から提出された報告書等を確認した文書（最終譲渡者への訪問問い合わせなど）」の開示請求に対し、公文書の存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

**第2 本件審査請求の趣旨**

本件審査請求は、審査請求人が平成30年2月16日付けで高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。以下「条例」という。）に基づき行った「①高知県小動物管理センターを管轄する食品・衛生課長に提出された〇〇氏の譲渡団体等登録申請書（2009年以降分）、②〇〇氏を譲渡人として認めた書類、③〇〇氏から提出された報告書等を確認した文書（最終譲渡者への訪問問い合わせなど）」（以下「本件公文書」という。）の開示請求に対し、知事（以下「実施機関」という。）が平成30年2月23日付けで行った本件公文書の存否を明らかにしない決定の取消しを求めるというものである。

**第3 実施機関の存否応答拒否決定理由等**

実施機関が弁明書及び意見陳述で主張している本件存否応答拒否決定理由等の主な内容は、次のように要約できる。

**1 本件公文書について**

譲渡団体等登録申請書は、高知県犬及び猫の譲渡実施要領（登録団体等）（以下「要領」という。）第6条第1項の規定により、「譲渡団体等登録申請書」（様式第1）に必要な書類を添えて「誓約書（登録団体等）」（様式第2）とともに食品・衛生課長に提出しなければならない。

食品・衛生課長は、提出書類に遺漏及び虚偽がなく、飼養場所への立入調査により要領第3条各号に掲げる登録団体等の要件に適合していると認められる団体等については、台帳に登録し、飼養施設の所在地を所管する保健所毎に団体等譲渡登録証を交付する。

譲渡団体等の登録を受けたものは、要領第13条第1号、第2号及び第3号の規定により報告書を速やかに食品・衛生課長に提出する。

本件公文書が仮に存在するとすれば、譲渡団体等登録申請書、誓約書（登録団体等）、譲渡報告書、譲渡調査票、譲渡動物飼養状況報告書（団体登録等）、譲渡団体等登録証である。

**2 本件存否応答拒否決定の理由について**

請求内容は、特定の個人に関する情報開示を求めており、公文書が存在しているか

否かを明らかにすること自体が、特定の個人の譲渡団体等登録申請、譲渡人としての認定及び報告書の提出の有無を明らかにすることとなり、条例第6条第1項第2号に該当する非開示情報を開示することになるため。

#### 第4 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、意見書及び意見陳述で主張している主な内容は、次のように要約できる。

- 1 譲渡人は現在ただ一人の〇〇氏であり、相当無理な活動実態がうかがえ、担当課も違法不当な指導がうかがえる。本件存否応答拒否決定は、県民の知る権利の侵害に当たるとする。
- 2 譲渡人の名前は、新聞報道でも書かれており、また、譲渡人自身のホームページで自分の名前を出している。また、保健所に収容され、小動物センターに収容された犬猫は、その人を通してでなければ引き取れないわけで、公的な立場とも思えるわけであり、一般人と同じようなプライバシーを守らなければならない方ではない。
- 3 動物愛護の精神は動物を人間に近づけて保護しようという立場に立つものであり、本件公文書を開示しないことにより保護される利益よりも明らかに優越する公益上の理由があると認められるから、本件公文書を開示すべきである。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件公文書について

- (1) 実施機関は、平成28年5月に要領を策定し、小動物管理センターに収容された犬猫を新たな飼養者に譲渡するために譲渡ボランティアの制度を開始した。要領第2条は、譲渡ボランティアについて、「一時飼養の後に終生飼養を目的とした新たな飼養者探しの活動を行う個人又は団体のうち、高知県から団体等譲渡登録証の交付を受けた譲渡団体等（以下、「登録団体等」という。）」と定めている。

審査請求人は本件開示請求において要領に基づく登録団体等に係る以下の文書を請求している。

- ① 「高知県小動物管理センターを管轄する食品・衛生課長に提出された〇〇氏の譲渡団体等登録申請書（2009年以降分）」（以下「本件公文書1」という。）
- ② 「〇〇氏を譲渡人として認めた書類」（以下「本件公文書2」という。）
- ③ 「〇〇氏から提出された報告書等を確認した文書（最終譲渡者への訪問問い合わせなど）」（以下「本件公文書3」という。）

- (2) 本件公文書1について

要領第6条第1項は、「高知県又は高知市に収容された動物を譲り受け、終生飼養者等に譲渡しようとする個人又は団体（以下、「団体等」という。）は、「譲渡団体等登録申請書」（様式第1）に必要な書類を添えて「誓約書（登録団体等）」（様式第2）とともに食品・衛生課長に提出する。」と定めている。

譲渡団体等登録申請書（添付書類を含む。）及び誓約書（登録団体等）について、〇〇氏から提出されたものが仮に存在した場合、本件公文書1に該当する。

- (3) 本件公文書2について

要領第6条第2項は、「食品・衛生課長は、書類審査及び飼養場所への立入調査

により、第3条各号に掲げる登録団体等の要件に適合していると認められる団体等については、台帳に登録し、飼養施設の所在地を所管する保健所毎に団体等譲渡登録証を交付する。」と定めている。

登録団体等飼養施設状況調査票（要領第6条第2項の規定により登録団体等の要件に適合しているかどうかについて実施機関が立入調査を行った結果を記載した書類）、譲渡団体等登録証、実施機関内の通知文書（食品・衛生課長から飼養施設の所在地を所管する保健所長あての文書。団体等に交付した譲渡団体等登録証を添付）について、〇〇氏に関するものが仮に存在した場合、本件公文書2に該当する。

(4) 本件公文書3について

要領第13条は、「動物の譲渡を受けた登録団体等は、次に掲げる報告を飼養施設の所在地を所管する保健所長に行わなければならない。」とし、第1号で「譲り受けた動物を新たな飼養者に譲渡した場合は、「譲渡報告書」（様式第6）に添付書類を添えて速やかに提出する。」、第2号で「譲り受けた動物を新たな飼養者に譲渡できなかった場合は、動物を譲り受けた日から60日毎に、「譲渡動物飼養状況報告書（登録団体等）」（様式第7）を速やかに提出する。」、第3号で「譲り受けた動物が終生飼養者に譲渡される以前に死亡した場合は「譲渡動物飼養状況報告書（登録団体等）」を速やかに提出する。」と定めている。

譲渡報告書、譲渡動物飼養状況報告書（登録団体等）、譲渡調査票（終生飼養者の調査票で、登録団体等を経由して県に提出する。）について、〇〇氏から提出されたものが仮に存在した場合、本件公文書3に該当する。

また、登録団体譲渡一覧表（これらの報告書等の提出を受けた実施機関が作成する譲渡団体等の一覧表）が仮に存在した場合も、本件公文書3に該当する。

(5) 実施機関は、本件公文書について存否応答拒否決定を行っているので、以下検討する。

## 2 本件公文書の存否応答拒否決定について

(1) 条例第8条は、「開示の請求に対し、当該開示の請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示の請求を拒むことができる。」と定めている。

公文書の開示請求に対しては、当該開示請求に係る公文書の存在を確認した上で、存在している場合は開示又は非開示の決定を行い、存在していなければ存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、開示請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、条例第6条第1項各号の非開示情報を開示することとなる場合があり、本条は、この場合には公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとしたものである。

(2) 条例第6条第1項第2号本文は、「個人に関する情報」であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる」と認められるもの」については、ただし書ア～エに該当する場合を除いて非開示とすることを定めている。

本号本文は、個人のプライバシーは基本的人権を尊重するため最大限保護されなければならない、また、個人のプライバシーの概念が十分確立されていないことから、

プライバシーであるか否か不明確な情報も含めて、特定の個人を識別することが認められる情報は開示してはならないこととしたものである。

本件開示請求は、〇〇氏という特定の個人を名指しして本件公文書の開示を請求するものであり、仮に本件公文書1の存否を回答した場合、特定の個人が譲渡団体等の登録申請を行ったことの有無（以下「本件存否情報1」という。）、仮に本件公文書2の存否を回答した場合、実施機関が特定の個人を譲渡団体等として認定したことの有無（以下「本件存否情報2」という。）、仮に本件公文書3の存否を回答した場合、特定の個人が各種報告書を提出したことの有無（以下「本件存否情報3」という。）がそれぞれ明らかになる。

本件存否情報1～3は、いずれも個人識別情報であり、したがって、条例第6条第1項第2号本文に該当することは明らかである。

(3) 審査請求人は、〇〇氏の名前は新聞報道され、また、自身のホームページでも明らかにしており、さらに公的な立場でもあると主張している。

そこで、本件存否情報1～3について、条例第6条第1項第2号ただし書に該当するか否かについて検討する。

まず本号は、ただし書アで「法令等の規定により何人も閲覧することができる」とされている情報」、ただし書イで「公表を目的として作成し、又は取得した情報」を定めている。

ただし書アの「何人も閲覧することができる」とされている情報」とは、法令等により何人も閲覧することができる」と定められている情報をいうとされている。また、ただし書イについて、「公表することを目的として作成された情報」だけでなく、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」も含まれるとされている。

仮に新聞記事で〇〇氏の氏名が報道されたり、〇〇氏がホームページで氏名を掲載していたとしても、新聞記事は、あくまでも新聞社がその取材に基づいて独自に報道したものであり、また、個人の作成したホームページ画面も、特定の個人が自主的に掲載したものである。それゆえ、新聞記事の報道及び個人のホームページでの掲載に係る情報について、法令等の規定により、又は事実上の慣行として公表されたものとはいえない。

つぎに、本号ただし書ウは、国家公務員及び地方公務員等の「職務の遂行に係る情報のうち、当該者の職名及び氏名」を定めている。

審査請求人は〇〇氏は公的な立場でもあると主張しているが、要領の定める譲渡ボランティアを行う個人の活動がただし書ウに掲げる国家公務員及び地方公務員等の職務の遂行に該当しないことは明らかである。

したがって、本件存否情報1～3について、条例第6条第1項第2号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

(4) 条例第6条第2項は、「実施機関は、開示の請求に係る公文書に前項第2号から第7号までのいずれかに該当する情報が記録されている場合であっても、当該公文書の開示をしないことにより保護される利益に明らかに優越する公益上の理由があると認められるときは、当該公文書を開示するものとする。」と定めている。

審査請求人は、動物を人間に近づけて保護しようという動物愛護の精神から公益

上の理由に基づき開示すべきであると主張している。

しかしながら、本件存否情報1～3は、条例第2条が「最大限の配慮をしなければならない」と定める「個人に関する情報」であり、審査請求人の主張について、個人情報の保護よりも明らかに優越する公益上の理由があるとまでは認められない。

- (5) 以上のことから、本件存否情報1～3は条例第6条第1項第2号本文の個人情報に該当し、本件開示請求に対し公文書の存否を答えることは、保護されるべき個人情報を開示することとなるから、条例第8条に規定する「当該開示の請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる」ときに該当するとして、本件公文書について存否を明らかにしない決定をしたことは妥当である。

## 第6 結論

当審査会は、本件公文書の存否を明らかにしない決定について以上のとおり検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断したので、答申する。

## 第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおり。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年5月7日	・実施機関から諮問を受けた。
平成30年5月30日	・審査請求人から意見書を受理した。
平成31年2月8日 (平成30年度第1回第三小委員会)	・諮問の審議を行った。
平成31年3月28日 (平成30年度第2回第三小委員会)	・実施機関から意見聴取を行った。 ・諮問の審議を行った。
令和元年5月21日 (令和元年度第3回第三小委員会)	・審査請求人の意見陳述を行った。 ・諮問の審議を行った。
令和元年8月5日 (令和元年度第4回第三小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和元年9月3日 (令和元年度第5回第三小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和元年10月15日 (令和元年度第6回第三小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和元年10月15日 (令和元年度第2回公文書開示審査会 全体会)	・諮問の審議を行った。
令和元年10月24日	・答申を行った。